

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十三号

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則（昭和四十九年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「事務部長」を「経営部長」に、「及び調整監」を「担当監及び参事」に改め、同条第四号中「課長及び調整監」を「及び課長」に改め、同条第五号中「運営管理監」を「参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。